

# 物 品 売 買 契 約 書

〇〇〇〇〇（以下「落札者」という。）と妙高市 市長〇〇〇〇（以下「妙高市」という。）とは、下記条項により売買契約を締結します。

## 記

### （総則）

第1条 落札者は、妙高市から次に掲げるところにより、物品を買い入れます。

（1） 物品の名称 区分番号〇〇 〇〇〇〇購入

（2） 規格及び数量 〇〇〇〇〇〇〇

（3） 売 買 代 金 金 〇〇〇, 〇〇〇円

（取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円を含みます。

また、第2条の契約保証金を充当するものとします。）

（4） 代金納付期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

（5） 納付方法 妙高市の指定する方法

### （契約保証金）

第2条 契約保証金には、入札保証金を充当するものとします。

### （所有権の移転および物品の引渡し）

第3条 物品の所有権は、落札者が代金を納付したときに、妙高市から落札者に移転します。

2 前項の物品（以下「物品」という。）の引渡すための移送方法の詳細は、妙高市の担当者の指示によるものとします。また、移送費用は落札者が負担するものとします。

### （契約の解除）

第4条 落札者が、第1条（4）の納付期限内に契約金額を支払うことができないときは、妙高市は本契約を解除できるものとします。この場合、落札者が納付した契約保証金（入札保証金を充当）は妙高市に帰属するものとし、返還しません。

### （危険負担等）

第5条 第3条の所有権移転後、移送までの間、妙高市は善良な管理者の注意をもって物品を保管しますが、妙高市の責めに帰さない事由（自然災害等）による物品の滅失、損壊および引渡し後発見された瑕疵については、原則としてその責任を負いません。（落札者のノークレーム・ノーリターン原則） また、落札者が物品を使用した結果発生した損害について妙高市は一切の責任を負わないものとします。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 落札者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項又はこの契約についての疑義の生じた事項については、  
落札者・妙高市協議のうえ決定するものとします。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成して、甲・乙両者記名押印のうえ、  
各1通を保有します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

落札者

妙高市 妙高市栄町5番1号

妙 高 市

市 長 入 村 明